

「管理者要件に関する調査」へのご協力をお願い

時下ますますご清栄のことと存じます。

本調査は、主任介護支援専門員である管理者の配置状況や、経過措置期間中における管理者の主任介護支援専門員研修の修了見込み等について、すべての指定居宅介護支援事業所の実態を把握し、今後の検討のための基礎資料として活用するために実施いたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年 11月

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
調査実施主体 株式会社三菱総合研究所

本調査は令和4年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費補助金）「居宅介護支援および介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」として、厚生労働省より補助金を受け、株式会社三菱総合研究所が実施いたします。

平成30年度介護報酬改定において、質の高いケアマネジメントの推進、人材育成の促進等の観点から、指定居宅介護支援事業所の管理者として主任介護支援専門員を配置することが要件となりました。さらに、173回社会保障審議会介護給付費分科会において、「経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当である。」ことが審議報告として、とりまとめられました。このため、今後の検討に向け、令和2年度に引き続き、調査を実施いたします。

- ◆ インターネットによるアンケート調査を行います。実施方法は次ページ以降をご参照ください。
- ◆ お忙しいところ恐縮ですが、**令和4年12月27日(火)**までにご回答をお願いいたします。

<お問い合わせ先> 「管理者要件に関する調査」事務局

(株) 三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部 介護・福祉グループ

■ 電話 : 0120-223-898 ※平日(土日・休日を除く) 9:30~17:30

※お電話の際は、調査名をお知らせください。

■ メールアドレス : r4_chousa_kanrisha@surece.co.jp

なお、事務局業務の一部について、株式会社サーベイサーチセンター及びエム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社に委託しております。

必ずお読みください

下記の事項について、必ずご確認ください。

- 本調査でご回答いただいた内容（以下、「回答データ」といいます）は、提出されたすべての事業所の回答データとともに統計的に処理され、**集計結果のみが公表**されます。
- 厚生労働省及び貴事業所を管轄する保険者等（広域連合の構成市町村を含む）では、個別の事業所が特定される形で、回答データを利用する場合があります。ただし、その場合も、個別の事業所が特定される形で、回答データが第三者（厚生労働省及び貴事業所を管轄する保険者等を除く）に開示されたり、公表されることはありません。

上記に同意の上、ご回答をお願い致します。ご回答いただいたことをもって、同意をいただいたものとみなします。

本調査に未回答の場合は、状況確認のため、調査期間中に保険者や調査事務局からご連絡する場合があります。また、調査事務局から回答データについてお問合せする可能性がございます。

「管理者要件に関する調査」 実施方法

この調査は、事業所の管理者の方がご回答ください。

インターネットにより、調査用のWEBサイトにアクセスし、ご回答をお願いいたします。
実施手順は以下のとおりです。

1. 調査用サイトへのログイン
2. 調査項目へのご回答
3. 回答内容の確認と提出
4. 調査用サイトにアクセスできない場合の回答方法

 詳細は次ページ以降をご参照ください。

調査用サイトにアクセスできない場合には、Excelファイル形式の調査票をメールで送付いただくことが可能です。 Excelファイル形式の調査票を用意しておりますので、お手元がない場合には調査事務局までご連絡ください。また、Excelファイル形式の調査票でのご回答も難しい場合につきましても、調査事務局までお問合せください。

回答方法はこの資料の10ページをお読みください。